

各医療機関の代表者
各薬局の代表者
各訪問看護事業所の代表者 } 様

鳥取県福祉保健部感染症対策局感染症対策課長
(公印省略)

改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査の実施について（依頼）

日頃、本県の感染症対策の推進に御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

3年超におよぶ新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応を教訓として、新たな感染症に対する医療提供体制を迅速かつ適確に構築するため、令和4年12月の感染症法の改正により医療措置協定制度が創設されました。（令和6年4月1日施行）

これは、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）が協定を締結し、新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、新型コロナ発生時に構築した医療提供体制（入院、外来、在宅療養等）を、迅速に構築できるようにするものです。

については、当該協定に向けて、下記のとおり事前調査を実施しますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

(担当) 木原・竹間 電話：0857-26-7739

記

- 1 対象 鳥取県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
- 2 回答様式 別添のとおり
※「病院用」、「診療所用」、「薬局用」、「訪問看護事業所用」に様式が分かれています。
※県ホームページ（「5その他」記載 URL 先のページ）にも掲載しています。
- 3 回答期限 令和5年7月31日（月）正午
※調査内容に個人防護具の配布希望に関する項目がありますが、回答期限を過ぎると配布手続きができませんのでご注意ください。
- 4 回答方法 電子メール又はFAXにより、以下宛先までご回答ください。
【電子メール】 kansen-taisaku@pref.tottori.lg.jp
【FAX】 0857-26-8143
- 5 その他 医療措置協定に関する説明資料等を県ホームページに掲載しています。
【URL】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-iryoukikan/>
【QRコード】

